

東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針 (2026. 9. 1 時点案)

令和 8 年●月

東京都環境局

東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針

(2026. 9. 1時点案)

第 1	東京都希少野生動植物種の保護・回復に関する基本構想	1
1	基本理念.....	1
2	東京都希少野生動植物種の保護・回復に向けた基本的な考え方.....	1
第 2	希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項	2
1	選定における種の取扱い	2
2	希少野生動植物種の選定方針	2
3	指定解除.....	3
第 3	希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項	3
1	規制の対象となる個体の範囲.....	3
2	個体の取扱いに関する規制	3
(1)	捕獲等の禁止.....	3
(2)	捕獲等の許可	3
3	その他の個体の取扱いに関する事項.....	4
第 4	希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項	4
1	希少野生動植物保護区の指定方針	4
(1)	希少野生動植物保護区の指定の方法	4
(2)	希少野生動植物保護区の選定方針	4
(3)	希少野生動植物保護区の区域の範囲	4
2	希少野生動植物保護区の指定に当たって留意すべき事項	5
第 5	保護回復事業（保護増殖事業）に関する基本的な事項	5
1	保護回復事業の対象	5
2	保護回復事業計画の内容	5
3	保護回復事業の進め方	6
第 6	その他希少野生動植物種の保護・回復に関する重要事項	6
1	推進体制の整備.....	6
2	各種制度の効果的な活用	6
3	都民等の理解と保護回復活動の促進.....	6
4	調査研究の推進.....	7
5	外来種に関する施策	7

第1 東京都希少野生動植物種の保護・回復に関する基本構想

1 基本理念

野生動植物は、生態系を構成する不可欠な要素であるとともに、都民の豊かな生活や、区部、多摩地域及び島しょ地域におけるそれぞれの特性に応じた自然環境を支えるかけがえのない財産である。しかしながら、都市化の進展、生息・生育環境の変化、採取圧、外来種の影響その他の人為的要因により、多くの野生動植物が絶滅の危機に直面している。絶滅に瀕した種を自然状態において回復させることは極めて困難である。このため、生物多様性を将来世代へ継承していくためには、絶滅のおそれのある種について、保全上の重要性や減少要因の把握、対策の緊急性を踏まえ、早期かつ計画的な保全対策を講じることが必要である。

東京都は、「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護及び回復を図ることにより、最終的には種が生息・生育地において自然状態で安定して存続できる状態になることを目指す。

その実現に当たっては、科学的知見に基づく客観的な現状把握及び保護・回復に向けた取組を基本とし、多様な主体との連携及び協働の下で、保全の優先度等を踏まえながら、その効果の把握及び評価を行い、必要に応じて見直しを図ることにより、継続的かつ効果的な取組を推進するものとする。

2 東京都希少野生動植物種の保護・回復に向けた基本的な考え方

絶滅のおそれのある野生動植物種の保護・回復は、種の絶滅を未然に防ぎ、野生下において安定的に存続できる状態を確保することを基本目標とする。そのため、東京都は、レッドリストその他の調査研究成果を活用し、絶滅のおそれのある野生動植物種の現状及び減少要因を科学的に把握するとともに、保護の必要性が高い種について東京都希少野生動植物種（以下「希少野生動植物種」という。）として指定し、保護回復施策を重点的に実施する。指定に当たっては、指定要件や優先度等を勘案し、客観的かつ科学的な評価に基づき、専門家の意見を踏まえて適切な指定を行う。

保護回復施策の実施に当たっては、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）の規制による直接的な保護のみならず、生息・生育状況の把握、生息・生育環境の維持及び改善、減少要因の除去又は軽減、普及啓発その他必要な措置を総合的に講じる。また、特に保護する必要性が高い種については、保護回復事業を計画的に実施し、専門的知見に基づくモニタリング及び評価等を継続することにより、保全効果の向上を図る。

更に、希少野生動植物種の保全は行政のみで実現できるものではないことから、土地所有者、事業者、研究機関、保全団体、区市町村及び都民等との連携を図りながら推進するものとする。その際には、地域の実情や社会経済活動との調和に配慮しつつ、多様な主体の理解と協力を得ながら、持続可能な保全の仕組みづくりを進める。これは種の保存のみならず、将来にわたり東京の生物多様性の維持及び回復につながるものである。

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 選定における種の取扱い

野生動植物の種[＊]（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護する必要性が高い種を希少野生動植物種として指定することができる。

なお、不稔性の雑種及び分類学上品種とされるものは原則として対象としない。ただし、不稔ではあるが栄養繁殖等により個体群が継続的に持続している雑種の場合は対象とすることができる。

また、特に保護する必要がある場合には、複数種をまとめて指定することができる。

＊）種とは、生物分類の基本的単位であり、相互に交配して子孫を残すことができること、形態や生態、分布域などの共通性、遺伝的特徴などによって、他の種と区別しうる生物の集団をいう。

2 希少野生動植物種の選定方針

絶滅の危険性が高い種等については、東京都内の実情を踏まえた規制や効果的な保全施策の実施につなげるため、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号。以下「都条例」という。）第39条に基づく希少野生動植物種の指定を行う。

希少野生動植物種の選定においては、都条例に基づく次の指定要件のいずれかを満たすとともに、優先度や留意事項に配慮しながら総合的に判断したうえで選定を行う。

（１）条例上の指定要件（都条例39条）

- ア 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- イ その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- ウ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- エ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- オ 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

（２）選定における優先度

希少野生動植物種については、（１）アからオまでのいずれかに該当する種のうち、生息・生育状況が人為の影響により、その存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次の優先度を踏まえて選定する。

なお、都内に生息・生育する保護上重要な野生動植物種としてリストアップした「東京都の保護上重要な野生生物種」（都版レッドリスト・レッドデータブック）に掲載されている種を中心に、国のレッドリスト・レッドデータブック掲載種や学識経験者等の意見も考慮して総合的に選定を行う。

- ア 生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- イ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種
- ウ 東京都の固有種、主要な生息・生育地が都内に分布している種又は都内に保全上重要

な地域個体群を有する種

エ 保全活動への関心や支援を集める種（フラッグシップ種）又は地域の生態系を象徴する種（シンボリック種）として、保全に係る社会的な関心を高めることにより、多様な主体による保全施策への参画及び協力を促進する効果が期待され、地域の生物多様性の保全に貢献できる種

オ 里地里山等の二次的自然の荒廃又は植生遷移により、その存続に支障を来す事情がある種

（３）選定に当たって留意すべき事項

ア 外来種及び都内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は選定しない。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること。

ウ 他法令や隣接県の条例等での指定状況等を勘案する。

３ 指定解除

希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により２（１）に掲げる要件に該当しなくなつたと認められるものは、希少野生動植物種の指定を解除する。

指定解除の検討は、絶滅のおそれなくなつた状態が一定期間以上継続している希少野生動植物種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、希少野生動植物種に再指定することを検討する。

第３ 希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項

１ 規制の対象となる個体の範囲

都条例に基づく規制の対象となるのは、希少野生動植物種の個体とする。

なお、自然界から個体を取り去る行為を厳格に規制する条例の趣旨に鑑み、人の飼育下又は栽培下において繁殖させた個体については、規制の対象外として取り扱う。一方、保護回復事業に基づき、専門機関等との連携により飼育下又は栽培下で繁殖させた個体を野生復帰した場合や、個体群の補強を目的に再導入した場合等については、捕獲等の規制の対象となる。

２ 個体の取扱いに関する規制

（１）捕獲等の禁止

希少野生動植物種の個体の捕獲等については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。

（２）捕獲等の許可

希少野生動植物種の捕獲等は、学術研究、繁殖その他の規則で定める目的で行うものを除き、許可しない。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性に鑑み、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

第4 希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保存の基本は、その生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）における個体群の安定した存続を保障することである。このような見地から、希少野生動植物種の保護のため、その個体の生息・生育環境の保護を図る必要があると認められるときは、生息地等及びこれらと一体的に保護が必要な区域を都条例第 43 条に基づく東京都希少野生動植物保護区（以下「希少野生動植物保護区」という。）として指定する。

なお、都条例第 25 条に定める野生動植物保護地区の区域を含まないものとする。

1 希少野生動植物保護区の指定方針

（１）希少野生動植物保護区の指定の方法

希少野生動植物保護区は、希少野生動植物種の個々の種ごとに指定する。

なお、希少野生動植物保護区における違法な捕獲等を防止するために必要がある場合には、その名称に指定種を明示しない希少野生動植物保護区として指定する。

（２）希少野生動植物保護区の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその種の個体が良好に生息・生育している場所、植生・水質・餌条件等の観点からその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きい場所について総合的に検討し、希少野生動植物保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を希少野生動植物保護区に指定するよう努める。

（３）希少野生動植物保護区の区域の範囲

希少野生動植物保護区の区域は、希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息等に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその希少野生動植物種の個体が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、希少野生動植物種の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮する。

2 希少野生動植物保護区の指定に当たって留意すべき事項

希少野生動植物保護区の指定に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等の住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処する。
- イ 生息地等が明らかになることにより捕獲・採取圧等が高まるおそれがあると判断される場合は、指定の可否について慎重に検討する。
- ウ 都域の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行う。

第5 保護回復事業(保護増殖事業)に関する基本的な事項

都条例第44条に規定する保護増殖事業は、個体や個体群及びその生息・生育環境の保護・回復により、個体数等の減少防止や回復を目指す観点から、「保護回復事業」と称する。保護回復事業の適切かつ効果的な実施を図るため、「保護回復事業計画」を定め、これに基づき事業を実施する。

1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、希少野生動植物種のうち、その種の個体や個体群の保護・回復を図るため、次に掲げる取組を計画的に実施することが必要な種を対象とする。

- ア 生息・生育地内において個体や個体群を維持、回復させるための生息域内保全に向けた取組（減少要因の除去や軽減のための取組等を含む。）
- イ 必要に応じて、専門機関等との連携の下、自然の生息・生育地外において、人の管理下で個体の保存、繁殖及び遺伝資源の保存を行う生息域外保全の取組

なお、イの取組により増殖した個体について、野生復帰又は個体群の補強を目的とした再導入等を行う場合には、実施場所の選定を含め、当該希少野生動植物種に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、その妥当性を十分に検討するとともに、関係者間の緊密な連携体制を構築した上で、慎重に実施する。実施後、当該希少野生動植物種の個体や個体群の定着及び回復が認められた場合には、アの取組を基本として、その後の保護・回復を進めるものとする。

2 保護回復事業計画の内容

保護回復事業計画においては、種ごとに事業の目標、区域、内容等の事業推進の基本的方針を記載する。当該計画の策定に当たっては、事業の目標として、対象となる希少野生動植物種（以下「対象種」という。）の指定の解除等を目指し、保護・回復すべき個体や個体群の状況及び生息地等の条件等を定める。

また、事業の内容として、対象種の生息・生育状況や分布状況の把握、減少要因の除去や軽減のための取組等を含む、生息・生育環境の保護・回復に向けた生息域内保全の取組、必要に応じて専門機関等との連携の下、自然の生息・生育地外において、人の管理下で個体の保存、繁殖及び遺伝資源の保存を行う生息域外保全の取組を定める。

なお、IUCN（国際自然保護連合）や環境省が公表する生息域外保全や野生復帰等に関

する各種方針等にも配慮する。

3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、研究機関や専門機関、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体と連携しながら推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息・生育状況や遺伝的多様性の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息・生育状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

事業の実施に当たっては、対象種の生息・生育環境の保全に加え、対象種を含む生態系全体の維持・回復に資する保全策や必要に応じた自然再生の取組を組み合わせることを検討する。また、対象種が里地里山等の二次的自然などに分布する場合は、伝統的な土地の利用や管理手法などにも着目し、地域社会との関わりなどにも十分考慮しながら実施する。

第6 その他希少野生動植物種の保護・回復に関する重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、都内の区市町村との連携はもとより、国及び他の地方公共団体、研究機関、専門機関、大学、都民、保全団体、企業等と協力し、その推進に努める。

2 各種制度の効果的な活用

希少野生動植物種の保護回復施策を推進するためには、都条例だけでなく、関係する他法令等に基づく制度及び事業の効果的な活用が重要である。このため、対象種の特性や減少要因、施策の状況、各種制度等の目的や適用の考え方を勘案して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）やそれに類する区市町村条例、種の保存に資する鳥獣保護区及び自然公園等の保護地域制度などについて、関係主体と連携しつつ、複数の施策の組合せを含めた効果的な活用を目指す。

なお、種の保存法の国内希少野生動植物種と東京都希少野生動植物種が重複する場合には、都条例に基づき、東京都においては個体の捕獲等を禁止対象とせず、種の保存法の規定を優先する。

3 都民等の理解と保護回復活動の促進

希少野生動植物種の保全施策の実効を期するためには、都民等の野生生物の保護や回復に向けた適切な理解と協力が不可欠である。希少野生動植物種の現状や保護・回復の必要性について、広報活動や環境教育を通じて、都民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。また、都民等や事業者、これらの者が組織する団体が行う希少野生動植物種の保護回復活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援を行うなどの措置を講じる。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物種の保護・回復に向けて適切に配慮するよう努めるものとする。

4 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護回復施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、野生動植物種の生息・生育状況、分布、生態、保護・回復の手法その他施策の実施に必要な各分野の調査研究を、東京都の研究機関を中心に、その他関係研究機関、学術研究者、地域住民及び団体等の協力を得て推進する。

5 外来種に関する施策

東京都は、希少野生動植物種の保護・回復を図るため、その生息地等における侵略的外来種の生息状況及び影響を把握し、侵略的外来種の侵入防止、早期発見・早期防除、個体数の低減その他被害の軽減に資する措置を講じることに努める。加えて、外来種対策の実効性を高めるため、都民、事業者、区市町村、専門家その他の多様な主体との連携の下、普及啓発、情報収集及び調査研究を推進し、都内全体における外来種対策の実践の促進に資する取組を実施する。